

5月広報事項①

【件名】

5月は自動車税の納期です**NEW**

【内容】

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

平成30年度の自動車税納税通知書は、5月1日（火）に発送します。5月31日（木）までにお納めください。

東京都の自動車税は、金融機関や郵便局等の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネット（モバイル）バンキングやクレジットカードでも納付できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。

5月は自動車税の納期です

平成30年度の自動車税納税通知書は、5月1日（火）に発送します。

<納期限> 平成30年5月31日（木）

<ご利用になれる納付方法>

◆ **金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁
都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口**

○ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ **コンビニエンスストア**

○ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○ 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○ コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税したことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることをご確認のうえ、大切に保管してください。


◆ **ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング・クレジットカード**

車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

○ （ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。

○ インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方（事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。）はパソコンまたはスマートフォン等からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。

○ パソコン・スマートフォン等を利用して、インターネットの専用サイトからクレジットカードで納付することができます。

○ 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

○ なお、システムメンテナンスのため、一部利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

詳しくは、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）の「税金の支払い」をご覧ください。

東京都 主税局

検索 



5月広報事項②

【件名】

身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免申請はお済みですか？**NEW**

【内容】

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。減免を受けるためには、納期限の5月31日（木）まで（新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内）に申請が必要です。減免申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して、都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センターのいずれかへ申請してください。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税の減免申請はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免が受けられる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

<申請場所> 都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

<申請期限> 納期限（平成30年5月31日（木））

* 新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期間間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

<必要書類>

①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③運転免許証（コピーの場合は表裏両面） ④印鑑（認印）

* 障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～④に加え、

⑤所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

* 生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合

上記①～⑤に加え、

⑥「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

5月広報事項③

【件名】

車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます！**NEW**

【内容】

継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

これに伴い、Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送していたはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。**そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。**

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。**この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。**

これに伴い、Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送していた**はがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。**

詳しくは、各都税事務所にお問い合わせください。



【ご注意ください】

- ◆納付後 10 日程度の間に車検を受ける場合は、金融機関等の窓口で納付して納付書右端の自動車税納税証明書をご提示ください。
- ◆Pay-easy（ペイジー）やクレジットカードによる納付の際に郵送するはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

5月広報事項④

【件名】

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください

【内容】

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など	—
電子納税	○本税の納付 ○見込納付(確定申告分のみ) ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	—

<eLTAXのご利用時間>


【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索 

【 ヘルプデスク】 ^{ハイシヨク}0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、
e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

5月広報事項⑤

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

5月広報事項⑥

【件名】


メールマガジンのご案内 ～ 東京都「公売情報」お知らせメール ～

【内容】

東京都では公売情報に関するメールマガジンを発行しています。

公売の実施情報や今後の予定などを、パソコンや携帯電話に向けてタイムリーに発信していますので、是非ご登録ください。

登録無料 **メールマガジンのご案内** **公売実施情報をタイムリーに配信しています。**

東京都「公売情報」お知らせメール 詳細は主税局HPへ **主税局メルマガ** **検索** 

(お問い合わせ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

5月広報事項⑦

【件名】

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください

【内容】

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。口座振替は、ご利用している預貯金口座から、納期の末日（納期限）に自動的に納税できる便利な制度です。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）までお問い合わせください。

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

＜口座振替がご利用いただける都税＞

・ 個人の事業税 ・ 固定資産税 ・ 都市計画税（土地・家屋）※ ・ 固定資産税（償却資産）※

※ 23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。

＜申込方法＞

次の方法があります。

- ① 主税局ホームページから「都税口座振替（自動払込）依頼書（ダウンロード専用依頼書）」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申込みください。
- ② 都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書（3枚複写式）に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。その際には、（1）預（貯）金通帳、（2）通帳届出印、（3）納税通知書をご持参ください。
- ③ 納税通知書（固定資産税の随時課税分を除く。）に同封されている都税口座振替依頼書（ハガキ式）に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。

＜申込期限＞

口座振替を開始しようとする月の前月の10日（土・日・休日にあたるときはその翌開庁日）まで（納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申込みください。）

【お問い合わせ先】

主税局徴収部納税推進課
03-3252-0955

※住所の変更や課税の内容については、
所管の都税事務所へお問い合わせください。



5月広報事項⑧

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

5月広報事項⑨

【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税額が全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること(2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。)
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること
(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内(平成32年4月1日から平成32年12月31日までに新築した場合は、平成33年3月31日まで)に取り壊されている必要があります。)
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32年12月31日までであること
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(新築された日が1月1日であるときは、同日)において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること
(※) 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。
詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
- ⑨ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請すること

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

【申請期限】

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

5月広報事項⑩

【件名】

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した土地に対する固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みになるよう8割減免します。

◆減免要件◆

- ① 取り壊した老朽住宅について区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること
※区に老朽建築物除却費助成を申請すると、区が認定を行います。
(助成制度がない区もあります。詳しくは各区の担当窓口にお問い合わせください。)
- ② 老朽住宅が、不燃化特区の指定日から平成32年12月31日までの間に取り壊されていること
- ③ 老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④ 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること
(家屋等の建設工事に着工している場合等は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤ 老朽住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥ 減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です。）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続については、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。